

第76回 人権週間12月4日(水)～10日(火) ～「誰か」のことじゃない～

12月10日は「人権デー」です。1948年のこの日「世界人権宣言」が国連で採択され、今年で76年目を迎えました。世界中の全ての人はみんな同じ人権を持つかけがえない存在です。それぞれの個性や生き方の違いを大切にして、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をつくりましょう。

特設人権相談所 ～人権擁護委員はあなたの相談パートナーです～

一人で悩まずにお気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

◆日 時 12月5日(木) 10:00～15:00

◆場 所 福祉センター3階

◆相談員 法務局職員、法務省人権擁護委員

さかもとひとし 氏(湯川町丸山) ・ もりかわまさのり 氏(湯川町財部)
はやしちよ 氏(蘭) ・ やまもとしゅうこ 氏(藤田町藤井) ・ かきうちゆみ 氏(野口)
しみずのりこ 氏(塩屋町北塩屋) ・ うとうまさる 氏(名田町楠井)

※法務局(☎0570-003-110)でも常時相談を受けています。

◆主 催 御坊人権擁護委員協議会 御坊分会

◆後 援 和歌山地方法務局 御坊支局



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

街頭啓発を実施します！～人権尊重思想の普及高揚をめざして～

街頭で啓発物品の配布を行い、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけます。

日 時	12月5日(木)	
	7:45～8:45	15:30～16:30
場 所	JR御坊駅	オークワロマンシティ御坊店

◆問い合わせ 社会福祉課 人権・男女共同参画推進室 ☎0738-23-5508 FAX0738-24-2390

12月3日から12月9日は障害者週間

12月3日から12月9日は「障害者週間」です。私たちが住む御坊市にも、障害のある方が多く住まれています。この機会に障害や障害者に対する関心や理解を深めていきましょう。

●合理的配慮をご存知ですか？

合理的配慮とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった時に、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。必要とされる配慮は、障害や環境によって異なり、その時にできる配慮を考えることが重要です。

※障害者差別解消法では、合理的配慮が義務化されています。

●まずはコミュニケーションから

コミュニケーションをとる方法は一つだけではありません。障害を理解し、ほんの少しの気配りで解決できることがたくさんあります。

●コミュニケーションの方法例

はな
ゆっくり話す

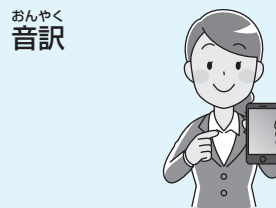
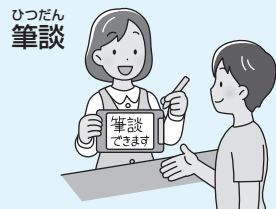
具体的に
はっきり

え
す
絵や図の
かつよう
活用

ひつだん
筆談

筆談
できます

おんやく
音訳



◆問い合わせ 健康福祉課 ☎0738-23-5645 FAX0738-52-5108